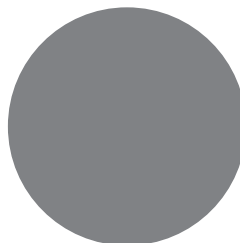


●Zenken

第49回定時株主総会 招集ご通知 Zenken株式会社

(証券コード：7371)



開催日時 2025年9月25日(木曜日) 午前10時

開催場所 東京都港区麻布台一丁目3番1号
麻布台ヒルズ 森JPタワー34階

Hills House Sky Room

※開催場所が昨年と異なりますので、末尾の
株主総会会場ご案内図をご参照ください。

決議事項 <会社提案(第1号議案)>
第1号議案 取締役6名選任の件
<株主提案(第2号議案及び第3号議案)>
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 剰余金処分の件

議決権行使期限

2025年9月24日(水曜日)午後6時10分

CONTENTS

第49回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
事業報告	21
連結計算書類	41
計算書類	44
監査報告書	47

株主総会資料の電子提供制度

会社法の改正による電子提供制度の施行に伴い、株主総会資料の提供は、紙媒体から原則ウェブサイトに変更となりました。

ただし、当社では、資料を従来どおり紙媒体にて株主の皆様へ提供いたします。

なお、株主総会資料の一式は、本招集ご通知でご案内のウェブサイトでご確認いただけます。

証券コード 7371

2025年9月9日

(電子提供措置の開始日 2025年9月3日)

株 主 各 位

東京都港区麻布台一丁目3番1号
麻布台ヒルズ森JPタワー

Z e n k e n 株式会社

代表取締役
社 長

林 順 之 亮

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.zenken.co.jp/ir/irlibrary/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）により事前の議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、本招集ご通知3～6頁に記載のご案内に従い、2025年9月24日（水曜日）午後6時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年9月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区麻布台一丁目3番1号
麻布台ヒルズ 森JPタワー34階
Hills House Sky Room
3. 目的事項
報告事項
 1. 第49期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第49期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案）>

第1号議案 取締役6名選任の件

<株主提案（第2号議案及び第3号議案）>

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 剰余金処分の件

株主提案(第2号議案及び第3号議案)の議案の要領は、電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を省略しております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

・連結計算書類の「連結注記表」

・計算書類の「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



## 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年9月25日（木曜日）  
午前10時（開場：午前9時30分）



## インターネットで議決権を行使される場合

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年9月24日（水曜日）  
午後6時10分入力完了分まで



## 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限

2025年9月24日（水曜日）  
午後6時10分到着分まで

本株主総会におきましては、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主様からご提案された議案）の決議を行います。

第2号議案及び第3号議案は、株主提案です。

## 当社取締役会は、これらの株主提案いずれにも反対しております。

議案及び当社取締役会の意見の詳細については、7頁以降をご参照ください。

- 各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
- インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

■記入方法のご案内 議決権行使書用紙はイメージです。

**議決権行使書** 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

| 議案   | 第1号議案<br>(下の候補者を除く) | 議案   | 第2号議案  | 第3号議案  |
|------|---------------------|------|--------|--------|
| 会社提案 | 賛<br>○              | 株主提案 | 賛<br>○ | 賛<br>○ |
|      | 否<br>○              |      | 否<br>○ | 否<br>○ |

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用  
議決権行使書  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

(ご注意) 当社取締役会は、株主提案に反対しております。  
当社取締役会の意見にご賛同の場合は、株主提案の「否」の欄に○を付けてください。

各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合 「賛」の欄に○印

反対の場合 「否」の欄に○印

当社取締役会は、株主提案議案のいずれにも反対しております。当社取締役会の意見にご賛同いただける場合は、株主提案の「否」の欄に○印を付けてください。

■議決権行使書の記載例

記載例は、会社提案の全ての議案に賛成・株主提案の全ての議案に反対の場合のものです。

| 議案   | 第1号議案<br>(下の候補者を除く) | 議案   | 第2号議案  | 第3号議案  |
|------|---------------------|------|--------|--------|
| 会社提案 | 賛<br>○              | 株主提案 | 賛<br>○ | 賛<br>○ |
|      | 否<br>○              |      | 否<br>○ | 否<br>○ |

第1号議案は、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）です。

第2号議案及び第3号議案は、株主提案（一部の株主様からご提案された議案）です。

各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

## 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>

## 2. 議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

なお、議決権行使書用紙右下記載のQRコードを読み取ることで議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます（この方法での議決権行使は1回に限り可能です）。

(2) 議決権の行使期限は、**2025年9月24日（水曜日）午後6時10分まで**となっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### <会社提案（第1号議案）>

#### 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 氏 名<br>(生 年 月 日)                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社の<br>株 式 の 数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | はやし じゅんのすけ<br>林 順之亮<br>(1965年7月20日生) | 1984年4月 インターナショナルラーニングシステムズジャパンリミテッド<br>1992年3月 株式会社ライトスタッフ<br>1997年4月 株式会社アントレ設立 代表取締役<br>2001年12月 サイバーイ株式会社（現 当社）<br>事業部長<br>株式会社平成健康物語設立（現 株式会社シェアリング・ビューティー）<br>2004年11月 代表取締役<br>2006年1月 当社入社<br>2013年10月 当社常務取締役<br>2014年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>2015年7月 ハピライズ株式会社<br>（現 株式会社サンマリエ）代表取締役 | 1,388,900株         |
| <p>（選任理由）</p> <p>林順之亮氏は、当社の主力事業であるWEBマーケティング事業を立ち上げ軌道に乗せるなど、事業推進において大きな成果を挙げてまいりました。2014年には当社代表取締役社長に就任し、以降は経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行うとともに、業務全般を統括・指揮しております。</p> <p>また、第49期においては、新たな成長分野として注力している海外人材セグメントの黒字化を達成するなど、収益基盤の多角化にも貢献しております。</p> <p>これらの実績を踏まえ、同氏は当社経営トップとしての豊富な経験と実績に裏打ちされた高い経営判断力及び執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上への一層の貢献が期待できることから、取締役候補者として選任するものであります。</p> |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                    |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                            | 氏 名<br>(生 年 月 日)                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                       | 所有する当社の<br>株 式 の 数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                                     | まつしま せいご<br>松島 征吾<br>(1973年11月19日生)  | 1994年 4月 株式会社ライトスタッフ<br>2005年 6月 当社入社<br>2006年12月 当社営業部長<br>2016年 5月 当社取締役eマーケティング<br>事業本部長<br>2023年10月 当社取締役人材戦略統括本部長<br>2025年 7月 当社取締役バリュークリエイション本<br>部長（現任）                           | 328,300株           |
| (選任理由)<br>松島征吾氏は、当社の主力事業であるWEBマーケティング事業の成長に貢献してまいりました。2016年には同事業の担当取締役に就任し、その後は人事担当取締役に歴任するなど、経営及び組織・人事戦略の両面で経験を積んでおります。<br>今後は、当事業全般に関する幅広い知見と経験を活かし、各事業の成長を力強く推進することで、会社の持続的成長及び中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待されることから、取締役候補者として選任するものであります。                 |                                      |                                                                                                                                                                                          |                    |
| 3                                                                                                                                                                                                                                                     | もとむら たつる<br>本村 丹努琉<br>(1980年 4月13日生) | 2003年 4月 TMコーポレーション株式会社<br>2006年 7月 株式会社グリムス<br>2009年 5月 当社入社<br>2014年 4月 当社eマーケティング事業本部<br>バリューイノベーション事業部長<br>2023年10月 当社取締役eマーケティング<br>事業本部長<br>2025年 7月 当社取締役グローバルニッチトップ事<br>業本部長（現任） | 161,100株           |
| (選任理由)<br>本村丹努琉氏は、当社の主力事業であるWEBマーケティング事業の更なる成長に貢献してまいりました。2014年に同事業の事業部長に就任後、豊富な現場経験を活かして事業拡大を推進し、2023年からはWEBマーケティング事業の担当取締役として、その成長を牽引しております。<br>同氏は、WEBマーケティング事業に関する幅広い知見と経験を有しており、今後も当社の持続的成長及び中長期的な企業価値の向上に寄与することが期待されることから、取締役候補者として選任するものであります。 |                                      |                                                                                                                                                                                          |                    |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                            | 氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の<br>株 式 の 数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 4                                                                                                                                                                                                                     | うえおく よしかず<br>上奥 由和<br>(1968年6月10日生)   | 1997年 7 月 株式会社ワット・トラベル<br>(現 GIO CLUB株式会社)<br>2002年 4 月 株式会社エル・インターフェース<br>2005年 2 月 当社入社<br>2019年 6 月 一般社団法人海外留学協議会<br>理事<br>2019年 9 月 当社取締役リングージ事業本部 (現<br>グローバル教育事業本部) 長 (現任)<br>2022年 4 月 全研ケア株式会社代表取締役 (現任)<br>2023年 6 月 一般社団法人海外留学協議会<br>代表理事 (現任)<br><b>【重要な兼職の状況】</b><br>全研ケア株式会社 代表取締役<br>一般社団法人海外留学協議会 代表理事 | 126,100株           |
| (選任理由)<br>上奥由和氏は、2019年に教育事業の担当取締役就任し、同事業の安定化に貢献してまいりました。また、海外人材事業の拡大を牽引し、第49期における黒字化の実現にも大きく寄与しております。<br>同氏は、教育事業及び海外人材事業に関する幅広い知見と経験を有しており、今後も会社の持続的成長及び中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待されることから、取締役候補者として選任するものであります。          |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                    |
| 5                                                                                                                                                                                                                     | ぎょうてん くにあき<br>業天 邦明<br>(1979年11月15日生) | 2005年 12月 監査法人トーマツ<br>(現 有限責任監査法人トーマツ)<br>2016年 8 月 経済産業省<br>2018年 9 月 有限責任監査法人トーマツ<br>2019年 1 月 当社入社 経理部長<br>2024年 9 月 当社取締役管理本部長 (現任)                                                                                                                                                                               | 11,300株            |
| (選任理由)<br>業天邦明氏は、公認会計士として培った幅広い知識と経験を有しており、2019年に当社へ入社後、上場準備・達成に大きく貢献してまいりました。更に、2024年には取締役管理本部長に就任し、経営管理体制の強化にも寄与しております。<br>同氏は、当社事業に対する深い理解と高い専門性を活かし、会社の持続的成長及び中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待されることから、取締役候補者として選任するものであります。 |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                    |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                                | 氏 名<br>(生 年 月 日)                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の<br>株 式 の 数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 6                                                                                                                                                                                                                                                                         | わたなべ のりこ<br>渡辺 紀子<br>(1970年4月26日生) | 1993年4月 豊田通商株式会社<br>2006年4月 同社豊田通商天津有限公司<br>北京分公司食料部部长<br>2011年4月 縄文アソシエイツ株式会社<br>2015年6月 ハイドリック&ストラグルズジャパン<br>合同会社 パートナー (現任)<br>2024年9月 当社取締役 (現任)<br>【重要な兼職の状況】<br>ハイドリック&ストラグルズジャパン合同会社 パー<br>トナー | - 株                |
| (選任理由及び期待される役割の概要)<br>渡辺紀子氏は、ハイドリック&ストラグルズジャパン合同会社のパートナーとして、セールス&マーケティングを中心としたグローバルビジネスに関する豊富な経験に加え、人材紹介やコンサルティング業務などの幅広い分野において、深い知見と実務経験を有しております。<br>同氏の客観的かつ専門的な視点からの当社経営への評価と助言は、当社の経営に有益であるとともに、ダイバーシティ&インクルージョンの推進においても重要な役割を果たすものと期待されることから、社外取締役候補者として選任するものであります。 |                                    |                                                                                                                                                                                                       |                    |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 渡辺紀子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、渡辺紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 渡辺紀子氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
5. 渡辺紀子氏が社外取締役に選任され就任した場合、当社は同氏との間で、当社の定款に基づく責任限定契約を継続する予定であります。この契約内容の概要は、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とするというものであります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約は、被保険者がその地位に基づく職務の遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害について填補の対象とするものであります。各取締役候補者は、選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 代表取締役社長である林順之亮氏の所有株式数は、資産管理会社である株式会社ICが保有する株式数を含んでおります。

## <株主提案(第2号議案及び第3号議案)>

第2号議案及び第3号議案は、株主様(2名)からの提案によるものであります。

なお、以下の提案の内容及び提案の理由は、提案株主様から提出された株主提案書面の形式的な調整を除き、内容的な変更は加えず、原文のまま掲載したものであります。

また、第3号議案は、第2号議案が可決されることを条件として提案されたものです。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### (1)提案の内容

当社定款第43条を削除する。

#### (2)提案の理由

当社の現状に即し、十分な株主還元を実現するため、株主の意思を反映するべく、現行定款第43条を削除し、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の議決によって定めることとすべきです。

#### 1.はじめに

提案株主は、当社の株主資本配当率 (Dividend on Equity 以下「DOE」) 7%を導入すべきものと考えます (なお、提案株主は当社の株主資本コストを7%程度と算定しています。 )。

そのためには、剰余金の配当等の決定機関を株主総会とすることが必要であると考え、本提案を行うものです。

提案株主は、当社の株主資本配当率DOEを7%に設定することにより、

『PBR 1 倍 (株価約1,016円) で配当利回り7%』

の実現は、財務面から見ても十分に可能であると判断し本提案に至りました。

(本議案が実現された場合、1株当たり純資産に対して7%の明確な株主リターンが生まれます。これらは短期的な利益ではなく、継続的かつ安定的な株主価値向上を可能にする資本政策であると考えられます。)

#### 2.PBR 1 倍の実現可能性と財務的根拠

2025年6月10日時点で、DOE7%超を採用している上場企業の平均PBRは2.75倍 (最低1.03倍、最高8.21倍) となっており、DOE7%の導入によりPBR 1 倍の達成は、高い確率で早期に実現可能と考えます。

また、本提案であるDOE7%を導入しても、高い自己資本比率は維持され、財務健全性に問題はないと考えられます。『年間配当総額 約8.5億円』は、過去6年間 (2019年~2024年) の『年

間平均純利益 約7.6億円』と比べて、無理のない水準であります。

さらに、当社の自己資本比率は84.7%に達しており、徐々に圧縮し資本効率の改善を図るのが望ましいので、DOEの導入は合理的であると考えられます。

### 3. DOE7%の導入がPBR 1 倍を達成できる現実的な施策と考えられる理由

当社のPBRは0.6倍であります。これは当社のROE（自己資本利益率）が株主資本コスト（7%）に満たないことが『主因』であります。（恒常的にPBR 1 倍を達成するにはROE10%以上が求められると考えます。）

PBR 1 倍を達成するためには、ROEやDOEを引き上げるしかありません。しかし当社のROEは約2%と極めて低く、株主資本コスト（7%）を大きく下回っています。

DOEも約1.68%と極めて低い水準です。仮に配当性向を『100%』（現在は84.7%）に引き上げても、DOEは約2%に過ぎず、依然として極めて低い水準です。

売上は、「2019年6月期・約64億円」から「2024年6月期・約56億円」と減少し、純利益も、「2019年6月期・約10億円」から「2024年6月期・約2.4億円」と減少が続き、本業の成長は見られません。

（2024年6月期の純利益、約2.4億円のうち、約2億円は社員2名で運営する不動産賃貸業によるもので、『本業の実質純利益はわずか約4,000万円』に過ぎません。

よって、

①本業によるROEの上昇は困難であり、PBR 1 倍の達成は到底期待できません。

②DOEも1.68%と極めて低い水準にとどまっており、現状の配当政策ではPBR 1 倍達成は到底期待できません。

③自社株買いも限界であると考えます。上場維持基準を考慮するとこれ以上の買い入れは現実的ではありません。

したがって、DOE7%の導入こそが、PBR 1 倍を達成できる『現実的』な施策であると考えられます。（もしくは、修正PBR 1 倍でのMBO。）

### 4. 株主価値を損なう資本効率の軽視とROEの低迷

本業に資することのない運用資産は、約150億円と『時価総額の約200%』に相当します。これを『将来のM&Aのため』として留保する姿勢は、時代に即した資本政策とは言えません。資本効率、企業価値向上の観点からも、このような資本政策は、株主の利益ではなく、『経営陣自身の将来への安心』を優先したものと受け取られかねません。こうした過剰資本を『放置』し、内

部留保を『溜め込んだ』結果、PBR0.6倍（修正PBR0.5倍）という低評価を招き、株主価値を著しく棄損しています。まさに余剰金を溜め込むことがPBR 1 倍達成を阻害しているのに、さらに溜め込めば、PBR 1 倍達成は、なお困難になることは明白であります。当社の自己資本比率は『84.7%』に達しており、これ以上の増加は、ROEの低下を招き、株価の低迷を長引かせるだけです。必要のない余剰資金は株主に還元し、株主価値を向上させるべきです。

#### 5. 当社経営陣による説明責任の欠如とM&A戦略の不確実性

当社はコーポレートガバナンス・コードを遵守していると開示しています。したがって、自らの経営方針を『株主に対して分かりやすい形で明確に説明する』責任が求められます。

当社経営陣は、経営方針として、『M&Aの推進によりPBR 1 倍を達成する』と公言してきました。しかし、IR及び説明会などで、株主に対してわかりやすい形で明確な説明は全くありません。そこで提案株主は、『M&Aの推進により、どのようにPBR 1 倍を達成できるのか』『その達成に要する期間』について質問しましたが、明確な説明はありません。そもそもM&AでPBR 1 倍を達成出来るのか定かではないし、株価が下落するリスクもあります。達成するとした場合、3年後なのか、15年後のかも定かではありません。また、質の高いM&A案件が今後出現する保証はありません。実際、当社が過去4年間で実行されたのは、『有料老人ホーム運営事業等3施設』買収のみです。これにより、当社経営陣の掲げる『成長戦略としてのM&A』の実効性には、大きな疑問が残ります。

当社経営陣は2021年上場以降、経営方針として、PRIME市場への移行を公言しています。2023年に林社長は『時価総額250億円は現実的』と述べられました。しかし、現在まで、その根拠と実現性も何ら説明されておりません。これまで林社長及び当社経営陣が当社株主、投資家、取引先、当社従業員に対して何度も訴求していた主張は、どうなったのでしょうか。このところの『明確な説明』が完全に抜け落ちているのです。

現在の当社は、時価総額約73億円・PBR0.6倍（修正PBR0.5倍）という『市場から見放された上場失格状態』にあります。こうした信頼喪失の現状を『放置』したまま、PBR 2 倍、時価総額250億円の達成を現実的と語るのには根拠なき発言ではないでしょうか。市場の認識を覆すのは極めて困難であり、まずはPBR 1 倍を達成し、最低限の信頼回復が先決です。

#### 6. 知識の欠如の可能性

林社長は、当社のPBRが0.6倍である『主因』を『当社の知名度の低さ』にあると説明し、その

解決策として、北海道から沖縄まで月に1～3回の個人説明会を開催し、当社の事業内容や保有資産（不動産118億円、現金約36億円、合計約154億円）及び自己資本比率が高いことを積極的に紹介しています。また、『本来、ビルと現金合わせて150億円以上の純資産を持っている会社なので、150億円前後の評価を受けても当然しかるべきであるが、株価は低い評価を受けております』と述べております。しかし、PBRが0.6倍にとどまっている『主因』は、知名度の問題や株主資本の大きさではなく、株主資本に対する収益性の低さにあります。（すなわち、ROEが株主資本コストに満たないことであります。）驚くべきことに、当社のこれまでの事業計画および説明資料には、『ROE』『資本コスト』『ROIC』といった重要な指標への言及が一切なく、決算説明会及び個人説明会においてもこれらの説明は皆無です。このような状況からは、林社長及び当社経営陣は、『資本効率を改善する金融的な基礎知識』が欠如している可能性すら否定できず、そのため、当社経営陣のもとでPBR 1 倍達成は期待しがたい状況です。

## 7. 業績と役員報酬の不均衡

2021年から2024年の間、時価総額が約66%下落し、売上も約62億円から約56億円へ減少し、純利益も約9.6億円から約2.4億円へ減少しています。

一方で、『役員報酬は約39%上昇』しています。（役員報酬は2021年度7,266万円から2024年度には1億89万円に増加。）

また、2022年からPBR 1 倍割れが続いているにもかかわらず、当社経営陣は、株主価値の向上が見込まれる抜本的な施策を一度も実施できていません。

中期経営計画書を開示すると公言していますが、一度も開示されていません。

このように、報酬と成果が著しく乖離しており、業績が悪化しても、PBR 1 倍割れを

『放置』しても、役員報酬は年々増加しているのが現状です。このような状況は、当社株主にとって、筆舌に尽くしがたい、苦難である。また、ガバナンスの観点から問題であると考えられるとともに、株主を軽視した経営が当社の企業価値を大きく棄損させています。

DOE7%の導入によってPBR1倍を早期に達成することこそが、株主及び市場の信頼を回復するための要諦であると確信しております。

(3)第2号議案に対する取締役会の意見

**当社取締役会としては、第2号議案に反対いたします。**

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけておりますが、当社の企業価値を中長期的に向上させるためには、日々の事業運営に必要な手元資金の確保に加え、成長投資にも積極的に資金を配分することが不可欠です。当社が2025年8月14日付で公表いたしました「中期経営計画Road to 250」においては、2026年6月期からの中期経営計画の期間において、累計100億円程度の投資枠を設定するなど、M&A戦略を推進し、事業構造の転換を更に加速させていくことを目指しております。他方で、当社といたしましては、2025年8月14日付「配当方針の変更（累進配当の導入）に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、事業運営や成長投資に必要な資金も確保しつつ、株主の皆様に対する還元を拡充することとしており、原則として減配は行わずに配当の維持又は増配を実施する「累進配当」を基本方針として、配当の安定性と利益還元の双方を重視し、DOE(連結株主資本配当率)2.5%と連結配当性向50%のいずれか高い方を基準とする配当を行っていく方針を定めました。

このように、剰余金の配当等を含む当社の株主還元及び資本政策は、事業運営に必要な資金の確保、そして企業価値向上のための成長投資と株主還元のバランスを図っていくことこそが重要だと考えます。そして、株主還元の内容については、当社を取り巻く経営環境、当社の事業特性を踏まえた財務の健全性等を勘案した上で、どのように資金を配分するか、総合的なキャピタルアロケーションも考慮した上で、経営方針と一体で決定することが必要です。

そのため、当社といたしましては、剰余金の配当等については、まさに経営判断事項として、株主総会ではなく取締役会が決定することが適切であると考えております。このような考えの下、当社では、会社法第459条第1項及び第460条の規定に基づき、その定款において剰余金の配当等の決定機関を取締役会としており、現時点において、敢えて現行の定款を変更すべき特段の事情は生じていないものと認識しています。

当社では、このような権限分配により、当社のパーパスである「そこにはない未来を創る」を実現し、中長期的な企業価値の向上を図り、もって株主の皆様の共同の利益の確保に繋げてまいります。

以上の考えの下、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

### 第3号議案 剰余金処分の件

#### (1)提案の内容

##### ①配当財産の種類

金銭

##### ②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金71円。2025年6月期期末における1株当たり純資産の金額（自己株式を除く、小数点以下切り捨て。以下同じ。）に0.07を乗じた金額（以下「DOE7%相当額」という。）が71円を上回る場合は、冒頭の71円をDOE7%相当額に読み替える。なお、配当総額は、当社の第49回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

##### ③剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第49回定時株主総会の開催日の翌日

#### (2)提案の理由

##### 1. はじめに

本議案は、株主資本配当率（Dividend on Equity 以下「DOE」）7%を導入することを企図するものです。（なお、提案株主は当社の株主資本コストを7%程度と算定しています。）

提案株主は、当社の株主資本配当率DOEを7%に設定することにより、

『PBR1倍（株価約1,016円）で配当利回り7%』

の実現は、財務面から見ても十分に可能であると判断し本提案に至りました。

（本議案が実現された場合、1株当たり純資産に対して7%の明確な株主リターンが生まれます。これらは短期的な利益ではなく、継続的かつ安定的な株主価値向上を可能にする資本政策であると考えられます。）

##### 2. PBR1倍の実現可能性と財務的根拠

2025年6月10日時点で、DOE7%超を採用している上場企業の平均PBRは2.75倍（最低1.03倍、最高8.21倍）となっており、DOE7%の導入によりPBR1倍の達成は、高い確率で早期に実現可能と考えます。

また、本提案であるDOE7%を導入しても、高い自己資本比率は維持され、財務健全性に問題はないと考えられます。『年間配当総額 約8.5億円』は、過去6年間（2019年～2024年）の『年間平均純利益 約7.6億円』と比べて、無理のない水準であります。さらに、当社の自己資本比率

は84.7%に達しており、徐々に圧縮し資本効率の改善を図るのが望ましいので、DOEの導入は合理的であると考えられます。

### 3. DOE7%の導入がPBR 1 倍を達成できる現実的な施策と考えられる理由

当社のPBRは0.6倍であります。これは当社のROE（自己資本利益率）が株主資本コスト（7%）に満たないことが『主因』であります。（恒常的にPBR 1 倍を達成するにはROE10%以上が求められると考えます。）

PBR 1 倍を達成するためには、ROEやDOEを引き上げるしかありません。しかし当社のROEは約2%と極めて低く、株主資本コスト（7%）を大きく下回っています。

DOEも約1.68%と極めて低い水準です。仮に配当性向を『100%』（現在は84.7%）に引き上げても、DOEは約2%に過ぎず、依然として極めて低い水準です。

売上は、「2019年6月期・約64億円」から「2024年6月期・約56億円」と減少し、純利益も、「2019年6月期・約10億円」から「2024年6月期・約2.4億円」と減少が続き、本業の成長は見られません。

（2024年6月期の純利益、約2.4億円のうち、約2億円は社員2名で運営する不動産賃貸業によるもので、『本業の実質純利益はわずか約4,000万円』に過ぎません。

よって、

①本業によるROEの上昇は困難であり、PBR 1 倍の達成は到底期待できません。

②DOEも1.68%と極めて低い水準にとどまっており、現状の配当政策ではPBR 1 倍達成は到底期待できません。

③自社株買いも限界であると考えます。上場維持基準を考慮するとこれ以上の買い入れは現実的ではありません。

したがって、DOE7%の導入こそが、PBR 1 倍を達成できる『現実的』な施策であると考えられます。（もしくは、修正PBR 1 倍でのMBO。）

### 4. 株主価値を損なう資本効率の軽視とROEの低迷

本業に資することのない運用資産は、約150億円と『時価総額の約200%』に相当します。これを『将来のM&Aのため』として留保する姿勢は、時代に即した資本政策とは言えません。資本効率、企業価値向上の観点からも、このような資本政策は、株主の利益ではなく、『経営陣自身の将来への安心』を優先したものと受け取られかねません。こうした過剰資本を『放置』し、内部留保を『溜め込んだ』結果、PBR0.6倍（修正PBR0.5倍）という低評価を招き、株主価値を著

しく棄損しています。まさに余剰金を溜め込むことがPBR 1 倍達成を阻害しているのに、さらに溜め込めば、PBR 1 倍達成は、なお困難になることは明白であります。当社の自己資本比率は『84.7%』に達しており、これ以上の増加は、ROEの低下を招き、株価の低迷を長引かせるだけです。必要のない余剰資金は株主に還元し、株主価値を向上させるべきです。

#### 5. 当社経営陣による説明責任の欠如とM&A戦略の不確実性

当社はコーポレートガバナンス・コードを遵守していると開示しています。したがって、自らの経営方針を『株主に対して分かりやすい形で明確に説明する』責任が求められます。

当社経営陣は、経営方針として、『M&Aの推進によりPBR 1 倍を達成する』と公言してきました。しかし、IR及び説明会などで、株主に対してわかりやすい形で明確な説明は全くありません。そこで提案株主は、『M&Aの推進により、どのようにPBR 1 倍を達成できるのか』『その達成に要する期間』について質問しましたが、明確な説明はありません。そもそもM&AでPBR 1 倍を達成出来るのか定かではないし、株価が下落するリスクもあります。達成するとした場合、3年後なのか、15年後なのかも定かではありません。また、質の高いM&A案件が今後出現する保証はありません。実際、当社が過去4年間で実行されたのは、『有料老人ホーム運営事業等3施設』買収のみです。これにより、当社経営陣の掲げる『成長戦略としてのM&A』の実効性には、大きな疑問が残ります。

当社経営陣は2021年上場以降、経営方針として、PRIME市場への移行を公言しています。2023年に林社長は『時価総額250億円は現実的』と述べられました。しかし、現在まで、その根拠と実現性も何ら説明されておりません。これまで林社長及び当社経営陣が当社株主、投資家、取引先、当社従業員に対して何度も訴求していた主張は、どうなったのでしょうか。このところの『明確な説明』が完全に抜け落ちているのです。

現在の当社は、時価総額約73億円・PBR0.6倍（修正PBR0.5倍）という『市場から見放された上場失格状態』にあります。こうした信頼喪失の現状を『放置』したまま、PBR 2 倍、時価総額250億円の達成を現実的と語るのには根拠なき発言ではないでしょうか。市場の認識を覆すのは極めて困難であり、まずはPBR 1 倍を達成し、最低限の信頼回復が先決です。

#### 6. 知識の欠如の可能性

林社長は、当社のPBRが0.6倍である『主因』を『当社の知名度の低さ』にあると説明し、その解決策として、北海道から沖縄まで月に1～3回の個人説明会を開催し、当社の事業内容や保有

資産（不動産118億円、現金約36億円、合計約154億円）及び自己資本比率が高いことを積極的に紹介しています。また、『本来、ビルと現金合わせて150億円以上の純資産を持っている会社なので、150億円前後の評価を受けても当然しかるべきであるが、株価は低い評価を受けております』と述べております。しかし、PBRが0.6倍にとどまっている『主因』は、知名度の問題や株主資本の大きさではなく、株主資本に対する収益性の低さにあります。（すなわち、ROEが株主資本コストに満たないことでもあります。）驚くべきことに、当社のこれまでの事業計画および説明資料には、『ROE』『資本コスト』『ROIC』といった重要な指標への言及が一切なく、決算説明会及び個人説明会においてもこれらの説明は皆無です。このような状況からは、林社長及び当社経営陣は、『資本効率を改善する金融的な基礎知識』が欠如している可能性すら否定できず、そのため、当社経営陣のもとでPBR 1 倍達成は期待しがたい状況です。

## 7. 業績と役員報酬の不均衡

2021年から2024年の間、時価総額が約66%下落し、売上も約62億円から約56億円へ減少し、純利益も約9.6億円から約2.4億円へ減少しています。

一方で、『役員報酬は約39%上昇』しています。（役員報酬は2021年度7,266万円から2024年度には1億89万円に増加。）

また、2022年からPBR 1 倍割れが続いているにもかかわらず、当社経営陣は、株主価値の向上が見込まれる抜本的な施策を一度も実施できていません。

中期経営計画書を開示すると公言していますが、一度も開示されていません。

このように、報酬と成果が著しく乖離しており、業績が悪化しても、PBR 1 倍割れを

『放置』しても、役員報酬は年々増加しているのが現状です。このような状況は、当社株主にとって、筆舌に尽くしがたい、苦難である。また、ガバナンスの観点から問題であると考えられるとともに、株主を軽視した経営が当社の企業価値を大きく棄損させています。

DOE7%の導入によってPBR 1 倍を早期に達成することこそが、株主及び市場の信頼を回復するための要諦であると確信しております。

(3)第3号議案に対する取締役会の意見

**当社取締役会としては、第3号議案に反対いたします。**

第2号議案（株主提案議案）に対する当社取締役会意見にも記載いたしましたとおり、当社では、成長投資による事業拡大を目指すと同時に、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つに位置づけております。

かかる方針を受けて、当社は、2025年8月14日付「配当方針の変更（累進配当の導入）に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、より一層の企業価値向上の観点から株主の皆様に対する利益還元の姿勢をこれまで以上に明確かつ充実させるとともに、株主層の拡大を図るため、原則として減配は行わず配当の維持若しくは増配を実施する「累進配当」を基本方針とし、具体的には、配当の安定性と利益還元の双方を重視し、DOE(連結株主資本配当率)2.5%と連結配当性向50%のいずれか高い方を基準とする配当を実施していく方針を定めました。

かかる配当方針を踏まえ、当社取締役会は、株主の皆様全体の利益を念頭に置きつつ、当社の業績、財務状況、成長投資に必要な資金等を総合的に考慮して、年間の配当金額を決定することが妥当であると考えております。

第3号議案（株主提案議案）は、2025年6月期の当社取締役会決議に基づく配当に加えてDOE7%に相当する額の配当の実施を求めるものであり、上述した当社の配当方針とは相容れない、短期的な視点に立脚したものであると捉えざるを得ません。当社では、成長投資による事業拡大と株主の皆様に対する利益還元のバランスを重視しており、本議案のような配当を実施した場合、当社が2025年8月14日付で公表した「中期経営計画Road to 250」の実現にも悪影響を生じます。

以上の考えの下、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以 上

# 事業報告

(2024年7月1日から  
2025年6月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって景気は緩やかな回復基調が続いております。また、我が国経済の先行きについては緩やかな回復が続くことが期待されていますが、一方で、米国の通商政策や金融資本市場の変動等の影響、物価上昇の継続による消費者マインドの下振れの影響等により、依然として不透明な状況が続いております。

当社グループでは、グローバル・インバウンド（日本国内における国際化）に向けて、WEBマーケティング事業を中心とした「マーケティング」セグメント、海外のIT人材・介護人材を日本企業へ紹介等を行う人材事業と教育事業（語学研修・教育、留学斡旋等）を営む「海外人材」セグメント、保有不動産の賃貸事業を行う「不動産」セグメントの3つのセグメントにおいて事業展開を進めてまいりました。

WEBマーケティング業界については、インターネット広告費の成長率（前年比109.6%）が広告費全体の成長率（前年比104.9%）を上回り広告全体を牽引していることが示されたように（出所：株式会社電通「2024年 日本の広告費」）、成長性の高い業界であると考えられます。但し、例えば単純なSEO対策といった差別化しにくい均質的なサービスによる競争に陥ることなく、差別化されたサービスを提供できることが事業成長のための重要な要件になっており、その差別化されたサービスに関する高度なノウハウの蓄積とそれを実現する専門的な制作者をいかに多く確保するか、制作体制の充実が競争力の鍵になっていると考えられます。

そのような環境下で、当社グループにおいては、ニッチな商品・サービスの集客に特化したメディアの制作・運用をWEBマーケティング事業の柱としてきました。これまでに累計8,000件を超える専門メディアを制作し、クライアント企業の商品・サービスの特徴と合致するニーズを持つユーザーをマッチングさせる制作技術とノウハウの蓄積を進めてきました。また、優れたノウハウ・知見を持った社内の制作人員・運用人員の充実と、専門性の高い外部ライターを備えるよう努めてまいりました。その結果、この分野においては、他に強い競合がいると意識することなく事業拡大に注力することができる状態になっていると考えております。また、足元においては営業において生成AIの活用に積極的に取り組むことにより、提案営業の生産性を高める成果を得ております。こうした生成AIの活用を全社的な取り組みとし、制作や運用を含めた社内の各部署における生産性を高める試みも推進しております。

海外人材については、日本国内における労働力は毎年逼迫してきており、需要は増えていくものと考えられます。例えば、国内のIT人材は2030年には最大で約79万人、中位シナリオで約45万人（出所：経済産業省「IT人材需給に関する調査」（2019年3月））も人手が不足すると見込まれるほど人手不足が慢性化しています。また、海外人材採用を促進する政策は、特定技能外国人の2024年から5年間の受け入れ枠が82万人とそれまでの約2.4倍になるなど強化されてきています。そして、需要が増えていく中で、今後、海外人材を紹介する企業は増加していくものと予想されます。海外人材の紹介においては、海外において日本で働く意向を持つ優秀な人材をいかに確保し、日本で就業した後には定着に向けて支援することができるかが、競争力と事業成長の鍵になると思われます。

そのような環境下で、当社グループは、海外のIT人材輩出地のなかでも教育水準・将来的な人材供給力等の観点からインド南部の都市ベンガルールに着目し、拠点を設けて事業化に取り組んできました。そこでは、現地の大学と提携してジャパンキャリアセンターを設けるなど、日本での就職を希望する卒業予定者等を累計で2万人以上集めております。今後は、日本国内の就業先の開拓に本格的に取り掛かり、定着に向けた支援を行ってまいります。また、介護人材不足に対応するために、主にインド、インドネシアの介護分野における特定技能外国人を現地の政府系機関や人材送出機関と提携し、日本国内の介護施設への紹介を進めています。そして、介護福祉士の資格取得を目指した5年間にわたる独自の日本語教育プログラムも提供し、長く日本で活躍することができる人材の育成の支援も行っております。このような取り組みが評価され、複数の地方自治体から外国人介護人材の受け入れ・定着に向けた支援業務を受託することができました。また、2024年8月からは、インドの政府系機関とのネットワークを活用し、宿泊施設向けの特定技能外国人の紹介に向けた協働や、株式会社日本旅行と宿泊業界向けの日本語教育のプログラム開発についての協働も開始いたしました。

また、2024年12月1日付で本社移転を実行しており、当連結会計年度において、本社移転に伴う一時費用153,956千円を販売費及び一般管理費として計上するとともに、資産除去債務戻入益99,715千円を特別利益として計上しております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は5,536,925千円と前期と比べ90,178千円（1.6％）の減収、営業利益は386,367千円と前期と比べ36,667千円（10.5％）の増益、経常利益は400,320千円と前期と比べ9,485千円（2.4％）の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は342,190千円と前期と比べ98,652千円（40.5％）の増益となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### ①マーケティングセグメント

当セグメントでは、主に「WEBマーケティング事業」として、顧客のWEB検索市場におけるマーケティング戦略に向けて、ニッチな商品・サービスに特化した専門メディアの制作・運用を通じた集客支援を中心に行っております。

当期においては、主に専門メディアの少ないニッチな市場（例えば、電機・機械等のBtoBの業種）向けを中心に293件（前期比48件増）のメディアを新規公開するとともに、978件（前期比8件増）のメディアを運用しています（平均継続期間43.6ヶ月）。売上高においては、新規顧客獲得を継続的に進めておりましたが、前期において運用メディア数が減少した影響が残っており、減収となりました。なお、外注費等を中心に費用の見直しを進め、利益の改善を進めております。

その結果、売上高は3,710,291千円と前期と比べ105,486千円（2.8%）の減収、セグメント利益は948,513千円と前期と比べ41,670千円（4.6%）の増益となりました。

#### ②海外人材セグメント

当セグメントは、人材事業と教育事業から成り立っております。人材事業では、IT・介護業界向けの海外人材の紹介と、美容業界に特化した求人を紹介する「美プロ」などのメディアの運営等を行っております。また、教育事業では、法人向け語学研修、留学斡旋や日本語教育等を行っております。

人材事業における当期の売上高は、630,980千円と前期と比べ85,136千円（15.6%）の増収となりました。これは、海外のIT人材、介護人材の紹介等が増えたことによるものです。IT人材に関しては、当期において99名（前期比22名増）の日本企業への入社が実現しております。また、採用イベントが48回と前期と比べ11回増加しているほか、内定者日本語教育プログラムの受講人数が225名と前期と比べ146名増加しております。介護人材の紹介等については、入職後の登録支援機関としての登録人数や日本語教育プログラムの受講人数が増加したこと等によるものです。

教育事業における当期の売上高は、727,275千円と前期と比べ71,382千円（8.9%）の減収となりました。これは、法人向け語学研修事業等において受注の伸び悩み等があったことによるものです。なお、費用の見直しを進め、利益の改善を進めております。

その結果、売上高は1,358,256千円と前期と比べ13,754千円（1.0％）の増収、セグメント利益は64,814千円（前期のセグメント損失は111,725千円）となりました。

### ③不動産セグメント

当セグメントにおきましては、「全研プラザ」、「Zenken Plaza Ⅱ」の賃貸を中心に行っており、高稼働を維持しております。

その結果、不動産セグメントの売上高は467,167千円と前期と比べ1,543千円（0.3％）の増収、セグメント利益は325,868千円と前期と比べ6,356千円（2.0％）の増益となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は80,208千円であります。その主なものは、本社移転に伴う建物及び構築物、工具、器具及び備品の取得であります。

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

##### ① 優秀な人材の採用と育成

当社グループが、事業を拡大、経営の強化を実現していく上で、必要な人材の継続的な確保と育成は最重要課題の一つです。多様なバックグラウンドを活かして、様々な挑戦を続け、自ら主体性をもって決断し、あらゆる課題解決の立役者になれる人材を採用・育成するとともに、多様な人材がそれぞれの特性や能力を最大限に活かせるような社内環境の整備にも取り組んでまいります。

##### ② 事業構造の転換

当社グループは、主力のマーケティングセグメントが全体の売上高の約7割を占めており、当該事業に経営資源を集中させております。米国のOpenAI社が提供する「ChatGPT」(文章生成モデル)の台頭に代表されるような技術的な進化や事業環境の変化等により当該事業が縮小し、その変化への対応が適切でない場合、当社グループ業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。そのようなリスクへの対処として、事業構造を転換し収益源の多様化を進めることが課題となります。

マーケティングセグメントにつきましては、従来のWEBマーケティングによる国内集客支援に加え、海外集客支援や集客後の成約に至るまでのトータルコンサルティングにより顧客成果の最大化を目指すことで、更なる事業成長を図ってまいります。海外人材セグメントにつきましては、エンジニアリング、介護/宿泊等の領域を最重要ターゲットに定めており、深刻化する人材不足への対応として、地方自治体や業界団体との連携を強化し、人材不足に課題を抱える企業等と就労意欲の高い海外人材のマッチング機会の創出により、海外人材セグメントの成長スピードを加速させてまいります。これらの取り組みが、当社グループの収益源の多様化に繋がると考えております。

### (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分             | 第46期<br>(2022年6月期) | 第47期<br>(2023年6月期) | 第48期<br>(2024年6月期) | 第49期<br>(2025年6月期) |
|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 売 上 高           | 7,705,619 千円       | 7,058,312 千円       | 5,627,103 千円       | 5,536,925 千円       |
| 経 常 利 益         | 2,349,708 千円       | 884,686 千円         | 390,835 千円         | 400,320 千円         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,584,198 千円       | 426,991 千円         | 243,537 千円         | 342,190 千円         |
| 1株当たり当期純利益      | 133.40 円           | 35.49 円            | 20.07 円            | 28.19 円            |
| 総 資 産           | 15,288,077 千円      | 14,370,710 千円      | 14,287,982 千円      | 14,492,197 千円      |
| 純 資 産           | 12,147,209 千円      | 12,354,756 千円      | 12,233,254 千円      | 12,370,839 千円      |
| 1株当たり純資産額       | 1,013.73 円         | 1,010.43 円         | 1,009.11 円         | 1,017.50 円         |

(注) 第47期に連結子会社であった株式会社サイシードを売却した影響等もあり、第48期は減収減益になりました。

### (6) 重要な子会社の状況

| 会 社 名    | 資 本 金     | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|----------|-----------|---------|---------|
| 全研ケア株式会社 | 80,000 千円 | 100.0 % | 海外人材    |

### (7) 主要な事業内容

| 事 業          | 事 業 内 容                                                                                     |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| マーケティングセグメント | ・WEBの集客メディアのコンサルティング、制作、編集、運用までをワンストップで提供するWEBマーケティング事業                                     |
| 海外人材セグメント    | ・主にIT・介護の海外人材の紹介等、美容業界に特化した求人メディア「美プロ」などのメディアの運営等を行う人材事業<br>・法人向け語学研修、留学斡旋、日本語学校の運営等を行う教育事業 |
| 不動産セグメント     | ・当社が所有するオフィス用ビル「全研プラザ」及び「Zenken Plaza II」の賃貸                                                |

(8) 主要な営業所（2025年6月30日現在）

|               |                     |           |
|---------------|---------------------|-----------|
| 本 社           | 東京都港区               |           |
| オ   フ   ィ   ス | グローバル教育事業本部名古屋オフィス  | （愛知県名古屋市） |
|               | グローバル教育事業本部大阪オフィス   | （大阪府大阪市）  |
|               | e マーケティング事業本部沖縄オフィス | （沖縄県那覇市）  |

（注）当社は、2024年12月1日付で本店所在地を「東京都新宿区西新宿六丁目18番1号 住友不動産新宿セントラルパークタワー」から「東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ 森JPタワー」へ変更いたしました。

(9) 従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 466名 | 9名減         |

（注）上記の人数には臨時従業員の人数を含みません。

(10) 主要な借入先

| 借 入 先               | 借 入 額      |
|---------------------|------------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行   | 405,560 千円 |
| 株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行 | 92,713 千円  |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 80,561 千円  |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年12月1日付で本店所在地を「東京都新宿区西新宿六丁目18番1号 住友不動産新宿セントラルパークタワー」から「東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ 森JPタワー」へ変更いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 44,840,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,158,100株（自己株式170,000株を除く）
- (3) 株主数 5,370名
- (4) 大株主

| 株 主 名        | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|--------------|-------------|---------|
| 吉 澤 信 男      | 5,660,000 株 | 46.55 % |
| 株式会社IC       | 700,000     | 5.75    |
| 林 順 之 亮      | 688,900     | 5.66    |
| 松 島 征 吾      | 328,300     | 2.70    |
| 水 元 公 仁      | 325,900     | 2.68    |
| 谷 口 和 則      | 317,500     | 2.61    |
| 東海東京証券株式会社   | 274,200     | 2.25    |
| 内 藤 征 吾      | 263,506     | 2.16    |
| 本 村 丹 努 琉    | 161,100     | 1.32    |
| 株式会社アームフィールド | 139,700     | 1.14    |

- (注) 1. 株式会社ICは当社代表取締役社長である林順之亮氏が株式を保有する資産管理会社であります。  
2. 当社は、自己株式170,000株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項  
新株予約権の行使により発行済株式の総数が35,300株増加しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年6月30日時点）

| 地 位           | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                         |
|---------------|-----------|------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 林 順 之 亮   |                                                      |
| 取 締 役         | 松 島 征 吾   | 人材戦略統括本部長                                            |
| 取 締 役         | 本 村 丹 努 琉 | eマーケティング事業本部長                                        |
| 取 締 役         | 上 奥 由 和   | グローバル教育事業本部長<br>全研ケア株式会社 代表取締役<br>一般社団法人海外留学協議会 代表理事 |
| 取 締 役         | 業 天 邦 明   | 管理本部長                                                |
| 取 締 役         | 渡 辺 紀 子   | ハイドリック&ストラグルズジャパン合同会社 パートナー                          |
| 常 勤 監 査 役     | 上 原 浩 一   |                                                      |
| 監 査 役         | 高 橋 卓     | CXO倶楽部株式会社 代表取締役<br>ReYuu Japan株式会社 取締役              |
| 監 査 役         | 勝 連 孝 司   | 株式会社タビグラ 代表取締役<br>レガリア法律事務所 代表弁護士                    |

- (注) 1. 2024年9月26日開催の第48回定時株主総会において、業天邦明氏及び渡辺紀子氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 2024年9月26日開催の第48回定時株主総会において、高橋卓氏及び勝連孝司氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
3. 渡辺紀子氏は社外取締役であります。
4. 高橋卓氏及び勝連孝司氏は社外監査役であります。
5. 取締役渡辺紀子氏及び監査役高橋卓氏並びに監査役勝連孝司氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 取締役渡辺紀子氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
7. 監査役高橋卓氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
8. 監査役勝連孝司氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
9. 2024年9月26日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって、鷲谷将樹氏及び増渕勇一郎氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
10. 2024年9月26日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって、前川健嗣氏及び佐藤孝幸氏は任期満了により監査役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、全ての取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその地位に基づく職務の遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害について填補の対象とするものであります。但し、被保険者の故意による背信行為、犯罪行為若しくは詐欺行為又は故意による法令違反の場合等、保険契約に定められた免責事由に該当する損害は填補の対象となりません。当該保険契約の保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2019年9月30日開催の第43回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2017年9月28日開催の第41回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、株主総会において定められた報酬限度額の範囲内で取締役会の決議に基づき代表取締役社長の林順之亮氏に一任し、代表取締役社長の林順之亮氏は、各役員の職務の内容、実績・成果などを勘案して個人別の取締役報酬の具体的な支給額、支給時期等を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからです。なお、管理部門を管掌する取締役が報酬原案を作成する等、委任された権限が適切に行使されるための措置を講じております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |         |        | 対象となる役員<br>の員数 (名) |
|------------------|--------------------|--------------------|---------|--------|--------------------|
|                  |                    | 基本報酬               | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |                    |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 115,264<br>(4,200) | 115,264<br>(4,200) | —       | —      | 8<br>(2)           |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 13,980<br>(7,800)  | 13,980<br>(7,800)  | —       | —      | 5<br>(4)           |

(注) 上記の取締役及び監査役の支給人員には、2024年9月26日開催の第48回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役2名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名     | 出席状況及び発言状況並びに<br>社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                              |
|-----|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 渡 辺 紀 子 | 2024年9月の就任後に開催された取締役会14回全てに出席しました。セールス&マーケティングを中心としてグローバルビジネスの経験、人材紹介、コンサルティング業務等に関する活動経験など幅広い経験と深い知識から適宜発言を行っております。<br>取締役会において客観的・専門的な視点から提言を行い、経営の監督に適切な役割を果たし、期待に応じております。 |
| 監査役 | 高 橋 卓   | 2024年9月の就任後に開催された取締役会14回中13回、監査役会9回中8回に出席しました。企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見から適宜発言を行っております。また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。                                                     |
| 監査役 | 勝 連 孝 司 | 2024年9月の就任後に開催された取締役会14回中13回、監査役会9回中8回に出席しました。弁護士として専門的見地から適宜発言を行っております。また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。                                                              |

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額  |    |
|-------------------------------------|--------|----|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 38,000 | 千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 38,000 | 千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた会計監査計画の内容、前年度の監査実績と監査報酬、会計監査人の監査の遂行状況及び報酬の前提となる見積りの算出根拠などを精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、経営上重要な課題である取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備するため、「内部統制システムの整備に関する基本方針」について取締役会で決定し、厳格な運用を行うものとし、なお、本方針は当社の全役職員に適用されるものとし、周知徹底を図ります。

#### ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、法令を遵守し、社会規範に沿った事業活動を行うことを念頭に、企業理念や行動指針を定め、業務を適正に遂行するために「リスク・コンプライアンス規程」等の社内規程の整備を実施し、周知徹底を図ります。
- ・ 前項のコンプライアンス体制の継続的な強化のため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、必要な場合は社外専門家も含めた体制で関連制度の整備、見直しを行っております。
- ・ 内部監査室を設置し、コンプライアンスの状況について内部監査を行い代表取締役社長に報告します。
- ・ 監査役は、取締役の職務執行、内部統制システムの整備・運用状況等を、独立した立場で監査します。
- ・ 社内及び外部の法律事務所を窓口とする内部通報窓口を設置することにより、不正行為について情報を迅速に把握し、対処することとします。
- ・ 反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等と連携し、毅然とした態度で組織的な対応を行うため、「反社会的勢力排除規程」を制定し、周知徹底を行っております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会議事録をはじめとする重要な文書及び情報等を、法令及び「文書保管管理規程」等の社内規程に従って適切に保存・管理します。取締役及び監査役は必要に応じこれらの書類を閲覧することとしております。

- ③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- ・ 環境、災害、情報等、事業運営上の様々なリスクを把握し未然に防止するため、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。半年に1回定期開催されるリスク・コンプライアンス委員会ではリスクの洗い出し、未然防止策を構築するとともに、リスクが表面化した際の迅速な対応、再発防止も含めリスクを総括的かつ個別的に管理します。必要に応じて臨時のリスク・コンプライアンス委員会も開催しております。情報セキュリティについては、関連規程を整備し、取締役及び従業員に対し、情報の取扱い・漏洩防止について周知徹底しております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社は、原則として毎月開催される取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し戦略決定、重要な業務執行の決定等を行うとともに、取締役の職務執行を監督します。業務の執行については、社内規程を定めることにより組織、業務分掌、職務権限等を明確にし、権限の範囲内で迅速かつ適切な意思決定、職務執行を行うことにより、職務の効率的な執行体制を確保します。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は、子会社を統括する主管部署を定め、独立性を尊重しつつ連結会社経営に関する社内諸規程に従い経営管理及び指導にあたり、原則として取締役や監査役を派遣して業務の適正を確保します。
  - ・ 子会社における経営上の重要事項に関しては、当社へ報告させるとともに、当社の事前承認を要する事項について取り決めして効率的な体制を構築します。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 当社は、財務報告の信頼性確保のため、代表取締役社長の指揮のもと、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な場合は是正を行うとともに、金融商品取引法及び関連法令との適合性を確保します。

- ⑦ 監査役の補助従業員に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 当社は、監査役の求めにより監査役の職務補助に専従する従業員を配置するものとし、当該従業員は専属として監査役の指揮・命令に従うものとします。なお、人事（評価・異動等）については監査役の同意を得るものとします。当社は、従業員を含む監査役の執行費用（設備・施設含む）について予算を策定します。
- ⑧ 取締役及び従業員による監査役への報告体制等
- ・ 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができます。
  - ・ 当社及び子会社の取締役及びその他の役職者は、当社及び子会社の業務執行及び事業運営上に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項、又は決定の内容及び結果について監査役に報告するものとします。重要事項には、内部統制システムに関する事項も含まれます。
  - ・ 当社及び子会社の役職員は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見したときは、遅滞なく監査役に報告するものとします。また、報告を行ったことを理由として、その報告者に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の役職員に周知徹底することとします。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、代表取締役社長、会計監査人と定期的な意見交換を行うと同時に、内部監査室と緊密に連携して業務を執行することとします。
  - ・ 代表取締役社長との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び監査業務の品質向上を図ります。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・ 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備します。

⑪ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ・取締役会（18回開催）を開催し、法令で定められた事項や各規程に基づく付議事項の審議、決議及び報告を行っております。また、監査役会（12回開催）は、監査方針や監査計画などを決定するほか、取締役の職務執行や法令順守について監査等を行っております。
- ・リスク・コンプライアンス委員会を開催し、内在するリスクの把握や顕在化する蓋然性等を議論するなど、法令違反や不正行為等の早期発見や未然防止に努めております。また、役員や使用人に対するコンプライアンスの理解を深めるため、リスク・コンプライアンス研修等を行っております。
- ・「関係会社管理規程」に基づき子会社の経営管理体制を統括し、子会社の経営状況を当社役員に共有しております。また、内部監査室は、子会社に対する監査を実施しております。
- ・監査役は、内部監査室から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて指示を出すなど組織的監査により内部統制システムが有効に運用されているか厳正にチェックしております。また、四半期に一度、監査法人より報告を受けております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、成長投資による事業拡大を目指すと同時に、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。配当につきましては、各期の業績、財務健全性の維持、将来の事業展開に必要な内部留保の水準等を総合的に勘案しながら、年間配当性向40％程度を基準として、継続的かつ安定的に剰余金の配当を行うことを基本方針としてきました。

なお、当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記のほかにも基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議では定めず、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

当事業年度につきましては、2025年8月14日開催の取締役会において、上記の方針をもとに期末配当金は1株当たり13円（配当性向46.1％）とすることを決議いたしました。

また、2025年8月14日開催の取締役会において、2026年6月期より適用する新たな配当方針を策定し公表いたしました。具体的には、下記のとおりです。

### （配当方針変更の理由）

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。このたび、より一層の企業価値向上の観点から株主の皆様に対する利益還元の姿勢をこれまで以上に明確かつ充実させるとともに、株主層の拡大を図るため、配当方針を以下のとおり変更することいたしました。

(変更後の配当方針)

当社は、成長投資による事業拡大を目指すと同時に、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。配当につきましては、原則として減配は行わず配当の維持若しくは増配を実施する「累進配当」を基本方針といたします。具体的には、配当の安定性と利益還元の双方を重視し、DOE2.5%と連結配当性向50%のいずれか高い方を基準として配当を行います。

- (注) 1. DOE (連結株主資本配当率) は、当期における年間配当総額を、連結株主資本で除して算出し、%表示しております。
2. 業績に大きな影響を与える特別利益や特別損失が発生した場合には、配当金の安定性を考慮して、特別利益・特別損失の影響を除外して配当金額を定めることがあります。
3. 企業買収等により連結株主資本の金額に大きな影響がある場合は、配当方針の趣旨を継続しながら基準について見直すことがあります。

今回の配当方針の変更に伴い、2026年6月期の1株当たり年間配当予想は、DOE2.5%を基準に1株当たり26円(配当性向91.6%)といたします。

詳細につきましては、2025年8月14日公表の「配当方針の変更(累進配当の導入)に関するお知らせ」をご参照ください。

~~~~~

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,104,063	流動負債	1,241,903
現金及び預金	4,307,655	未払金	221,219
売掛金	233,123	1年以内返済予定の長期借入金	134,304
棚卸資産	70,300	未払費用	64,506
その他の	492,983	前受金	605,795
固定資産	9,388,134	未払法人税等	85,152
有形固定資産	7,323,320	賞与引当金	65,770
建物及び構築物	2,800,967	その他の	65,155
減価償却累計額	△1,615,585	固定負債	879,453
建物及び構築物(純額)	1,185,382	長期借入金	444,530
工具、器具及び備品	92,387	繰延税金負債	303
減価償却累計額	△34,204	長期預り敷	292,573
工具、器具及び備品(純額)	58,183	その他の	142,047
土地	6,019,746		
リース資産	76,337		
減価償却累計額	△16,595		
リース資産(純額)	59,742	負債合計	2,121,357
その他の	21,036	(純資産の部)	
減価償却累計額	△20,770	株主資本	12,370,839
その他の(純額)	265	資本金	439,530
無形固定資産	611,796	資本剰余金	623,500
借地権	602,194	利益剰余金	11,403,789
その他の	9,602	自己株式	△95,980
投資その他の資産	1,453,017		
投資有価証券	1,013,334		
繰延税金資産	97,173		
敷金の	196,603		
その他の	185,165		
貸倒引当金	△39,259	純資産合計	12,370,839
資産合計	14,492,197	負債・純資産合計	14,492,197

連結損益計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,536,925
売上原価		2,474,182
売上総利益		3,062,742
販売費及び一般管理費		2,676,374
営業利益		386,367
営業外収益		
受取手数料	3,712	
受取利息及び配当金	37,583	
助成金収入	1,799	
その他の	646	43,741
営業外費用		
支払利息	4,469	
為替差損	12,964	
貸倒引当金繰入額	12,355	29,788
経常利益		400,320
特別利益		
資産除去債務戻入益	99,715	99,715
特別損失		
固定資産売却損	1,681	1,681
税金等調整前当期純利益		498,354
法人税、住民税及び事業税	136,214	
法人税等調整額	19,948	156,163
当期純利益		342,190
親会社株主に帰属する当期純利益		342,190

連結株主資本等変動計算書

(2024年 7 月 1 日から
2025年 6 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	438,788	622,758	11,267,686	△95,980	12,233,254	12,233,254
当 期 変 動 額						
新株の発行（新株予約権の行使）	741	741			1,482	1,482
剰 余 金 の 配 当			△206,087		△206,087	△206,087
親会社株主に帰属する当期純利益			342,190		342,190	342,190
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						—
当 期 変 動 額 合 計	741	741	136,103	—	137,585	137,585
当 期 末 残 高	439,530	623,500	11,403,789	△95,980	12,370,839	12,370,839

貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,039,175	流動負債	1,220,590
現金及び預金	4,276,839	未払金	214,466
売掛金	200,524	1年以内返済予定の長期借入金	134,304
棚卸資産	70,300	リース負債	2,189
前払費用	122,818	未払費用	59,138
短期貸付金	286,666	未払法人税等	84,862
その他の金	82,025	前受金	606,081
固定資産	9,418,097	預り金	56,072
有形固定資産	7,186,134	賞与引当金	62,786
建物及び構築物	2,699,309	その他の金	689
減価償却累計額	△1,597,480	固定負債	820,148
建物及び構築物（純額）	1,101,828	長期借入金	444,530
工具、器具及び備品	91,693	リース負債	4,561
減価償却累計額	△33,537	長期預り金	292,573
工具、器具及び備品（純額）	58,156	その他の金	78,483
土地	6,019,746		
リース資産	9,952		
減価償却累計額	△3,815		
リース資産（純額）	6,137		
その他の金	21,036	負債合計	2,040,738
減価償却累計額	△20,770	(純資産の部)	
その他の（純額）	265	株主資本	12,416,534
無形固定資産	610,524	資本	439,530
借地権	602,194	資本剰余金	623,500
ソフトウェア	8,329	資本準備金	383,480
投資その他の資産	1,621,438	その他の資本剰余金	240,019
投資有価証券	980,498	利益剰余金	11,449,484
関係会社株	160,000	利益準備金	14,012
関係会社出資金	32,836	その他の利益剰余金	11,435,471
長期貸付金	73,333	繰越利益剰余金	11,435,471
関係会社長期貸付金	90,038	自己株	△95,980
繰延税金資産	97,173		
敷金の金	184,443		
その他の金	42,374		
貸倒引当金	△39,259	純資産合計	12,416,534
資産合計	14,457,273	負債・純資産合計	14,457,273

損 益 計 算 書

(2024年 7 月 1 日から
(2025年 6 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,309,993
売 上 原 価		2,249,668
売 上 総 利 益		3,060,325
販売費及び一般管理費		2,677,246
営 業 利 益		383,079
営 業 外 収 益		
受 取 手 数 料	3,712	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	37,781	
助 成 金 収 入	1,331	
そ の 他	646	43,472
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,469	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	12,355	
為 替 差 損	12,964	29,788
経 常 利 益		396,762
特 別 利 益		
資 産 除 去 債 務 戻 入 益	99,715	99,715
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	1,681	1,681
税 引 前 当 期 純 利 益		494,796
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	135,924	
法 人 税 等 調 整 額	23,317	159,241
当 期 純 利 益		335,554

株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	438,788	382,738	240,019	622,758
当 期 変 動 額				
新株の発行（新株予約権の行使）	741	741		741
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	741	741	－	741
当 期 末 残 高	439,530	383,480	240,019	623,500

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株 主 資 本 合 計	
	利 益 準 備 金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合 計			
繰 越 利 益 剰 余 金						
当 期 首 残 高	14,012	11,306,005	11,320,017	△95,980	12,285,585	12,285,585
当 期 変 動 額						
新株の発行（新株予約権の行使）					1,482	1,482
剰余金の配当		△206,087	△206,087		△206,087	△206,087
当 期 純 利 益		335,554	335,554		335,554	335,554
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						－
当期変動額合計	－	129,466	129,466	－	130,949	130,949
当 期 末 残 高	14,012	11,435,471	11,449,484	△95,980	12,416,534	12,416,534

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月15日

Zenken株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷 績
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 須山 誠一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Zenken株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Zenken株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月15日

Zenken株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷 績
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須山 誠一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Zenken株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月18日

Z e n k e n株式会社	監査役会
常勤監査役	上 原 浩 一 ㊟
社外監査役	高 橋 卓 ㊟
社外監査役	勝 連 孝 司 ㊟

以 上

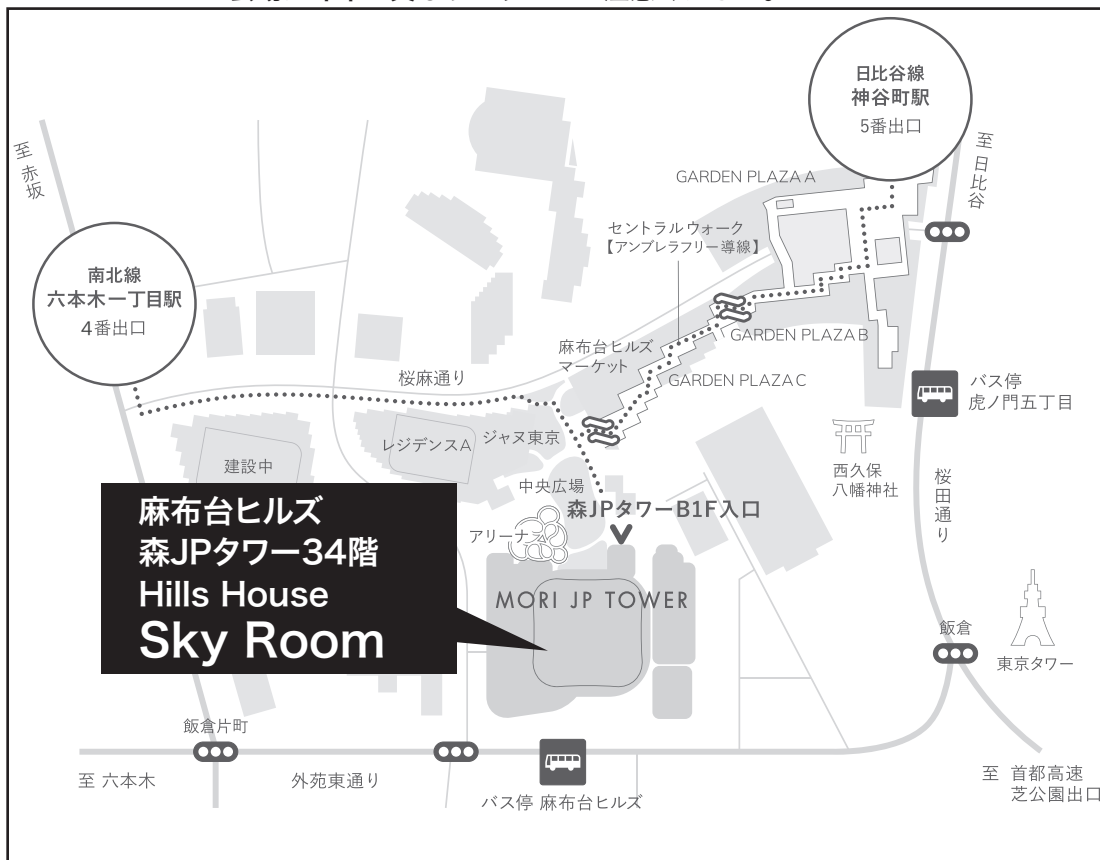
株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区麻布台一丁目3番1号

麻布台ヒルズ 森JPタワー34階 Hills House Sky Room

※会場が昨年と異なりますのでご注意ください。



交通のご案内

日比谷線 神谷町駅 5番出口 徒歩4分

南北線 六本木一丁目駅 4番出口 徒歩2分

● お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。